

令和6年度「妊産婦・こどもの健康医療相談事業」運営等業務委託

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合せて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は126点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価はA=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の掛率を乗じた点数とします。

【例：掛率が2の場合】

評価がAであれば評価点は  $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は  $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は  $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 加算項目の「ワーク・ライフ・バランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組」の各評価項目については、A、Bの2段階評価を行います。評価は、A=1点、B=0点とします。

(4) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の視点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	掛率	評価点	配点
業務実績	妊産婦や子どもの健康、育児、発育等に関する過去5年間の相談支援の実績はあるか。	同種業務で複数の受託実績がある	同種業務で受託実績がある	同種業務の受託実績がない		×2		10点
実施体制	相談対応及び情報提供業務の機能構築にあたり、事業実施に必要な人員が確保されているか。	必要な体制が十分に確保されている	必要な体制が確保されている	必要な体制が確保されていない		×3		15点
業務実施方針の妥当性・実現性	出産・子育てに関わる、近年の妊産婦や乳幼児の養育者の状況や課題を正しく理解しているか。	非常によく理解している	理解している	理解が不十分である		×2		10点
	本業務の目的を十分理解しており、目的を達成できる提案となっているか。	事業実現性が非常に高い提案となっている	事業実現性がある提案となっている	事業実現性がある提案とはいえない		×3		15点
提案内容の妥当性・実現性	相談対応及び情報提供機能について、利用者にとって利用しやすく、魅力的な内容になっているか。	非常に魅力的な提案となっている	魅力的な提案となっている	魅力的な提案とはいえない		×3		15点
	妊産婦や未就学児を養育する子育て世帯の親が利用しやすいUI（ユーザーインターフェース）に考慮したデザインとなっているか。	非常によく考慮したデザインとなっている	考慮したデザインとなっている	考慮したデザインとはいえない		×3		15点
	利便性向上の観点から、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」との連携を踏まえた取組が提案に盛り込まれているか。	利便性が大きく向上する取組が盛り込まれている	利便性が向上する取組が盛り込まれている	特に盛り込まれていない		×2		10点
	セキュリティ対策が十分に考慮された提案となっているか。	十分に考慮された提案となっている	考慮された提案となっている	考慮された提案とはいえない		×2		10点
	緊急性の高い相談、継続的な支援が必要な相談に対して、行政機関（警察、児童相談所、区役所など）に迅速に引き継ぐといった、適切な対応を行う提案となっているか。	適切な対応を十分に考慮した提案となっている	適切な対応を考慮した提案となっている	適切な対応を考慮した提案とはいえない		×2		10点
	具体的な作業スケジュールが想定されており、遅滞なく業務が遂行できるか	事業実現性が十分に確保されている	事業実現性が確保されている	事業実現性が確保されていない		×2		10点
小 計								120点

評価項目 (加算項目)	評価の視点	評価			採点			
		A (1点)	B (0点)		評価	掛率	評価点	配点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない			×1		1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない			×1		1点
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定	該当している	該当していない			×1		1点
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している	該当している	該当していない			×1		1点
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）	該当している	該当していない			×1		1点
健康経営に関する取組	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得 ・横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当している	該当していない			×1		1点
小 計								6点

合 計								126点
-----	--	--	--	--	--	--	--	------